

【参考資料】

関東地方整備局における『発注機関の取組』及び
『発注機関及び工事施工者が協力した取組』について



令和7年6月25日
関東地方整備局 企画部

<発注機関の取組(安全及び健康の確保のための経費の適切かつ明確な積算に関する事)>

現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費(現場環境改善費)、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費(真夏日の日数に応じて補正)にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更(延長)を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」(率計上)から避暑(熱中症対策)・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費(現場環境改善費)>

現行

率計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善 (安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑(熱中症対策)・避寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)

今後

率計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善 (安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)

積み上げ計上費目(精算時の設計変更対象)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

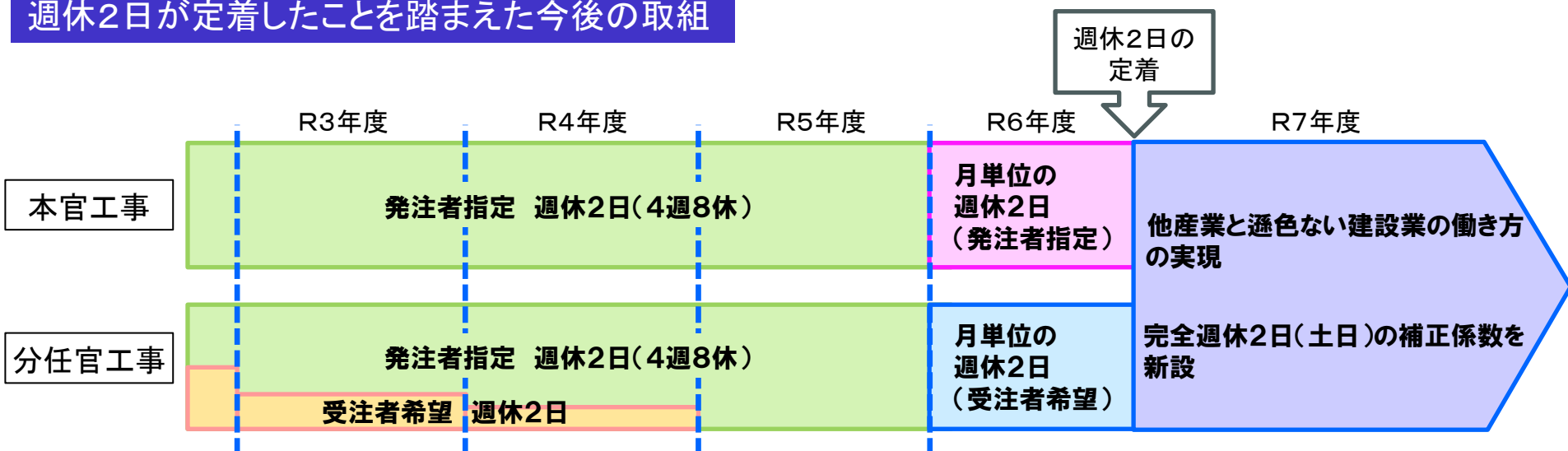
<発注機関の取組(安全及び健康の確保のための経費の適切かつ明確な積算に関する事)>

完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。

※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組

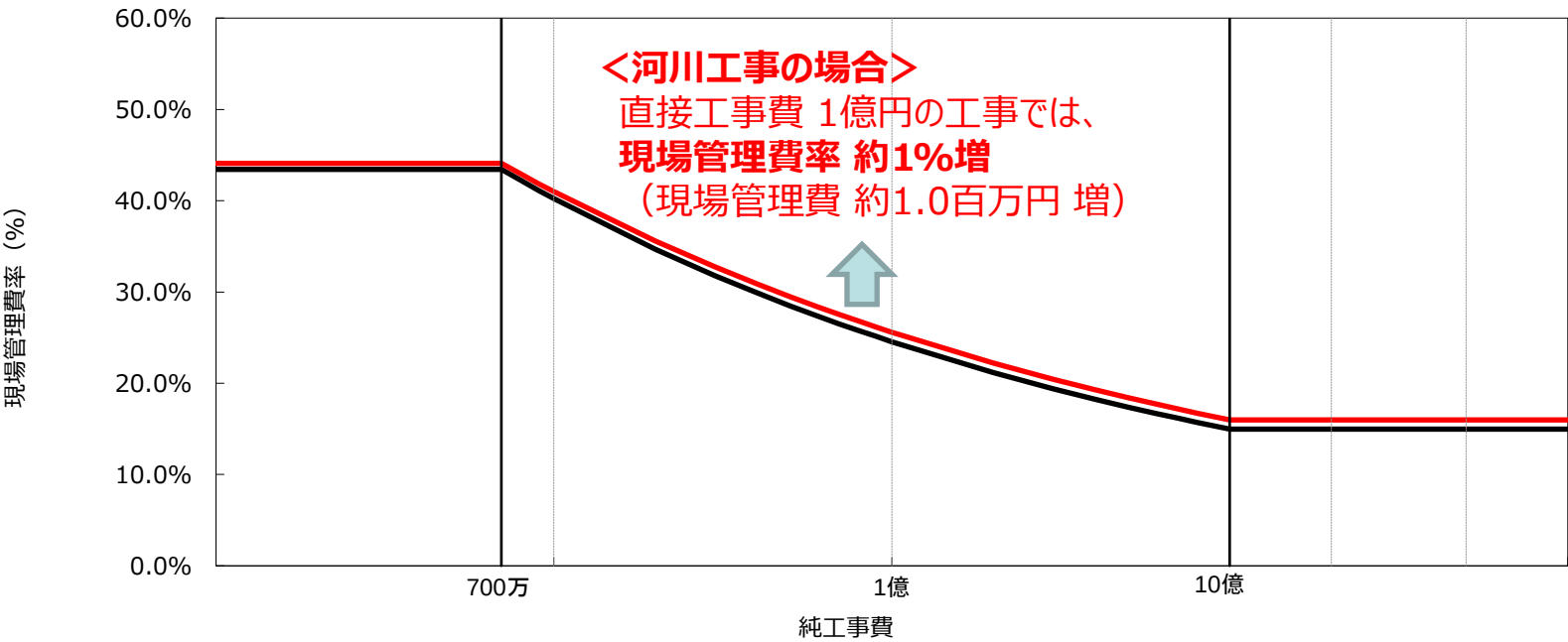


R7年度の週休2日補正係数

<現場閉所>	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
<交替制>	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

○ 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



【改定】

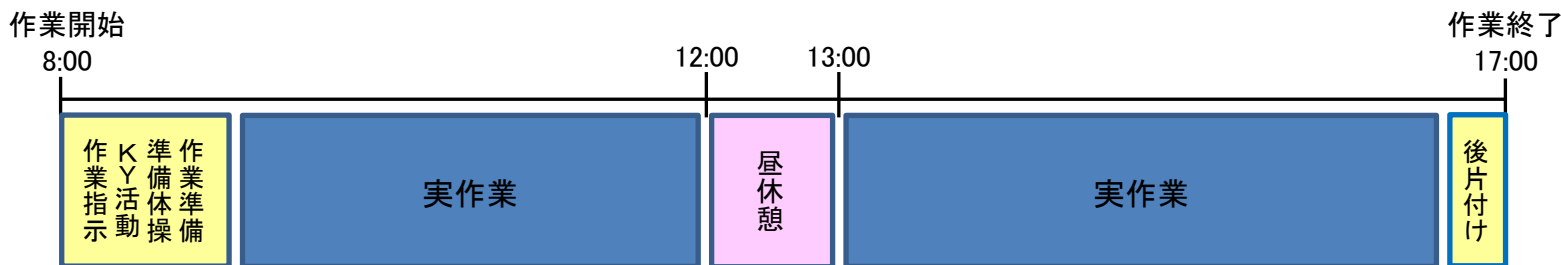
700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

移動時間等を踏まえた歩掛改定

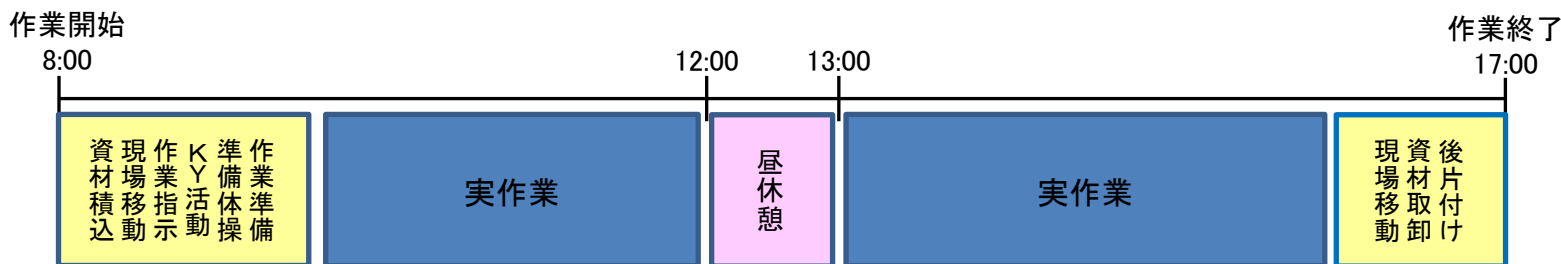
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等是一日の作業時間(就業時間)に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間(イメージ)



■移動時間を踏まえた作業時間(イメージ)



- 切削オーバーレイ工など**10工種**で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R7年度歩掛改正に反映

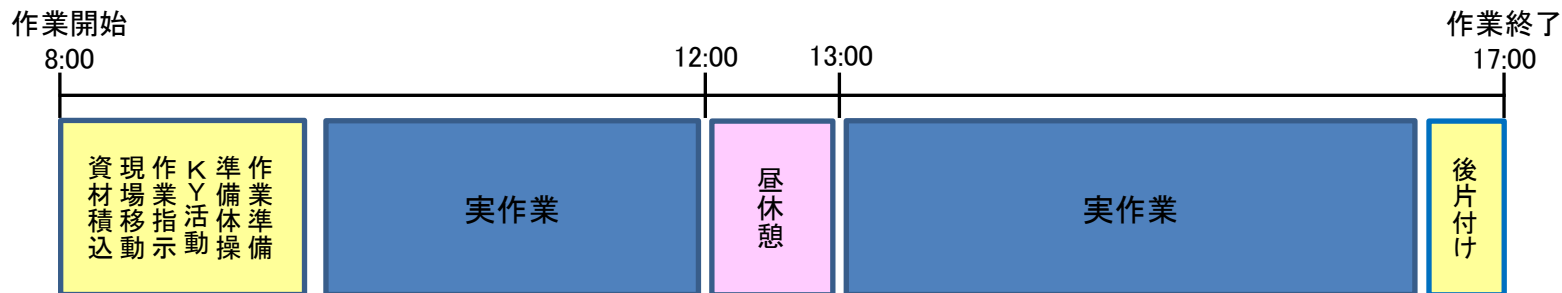
切削オーバーレイ工、構造物補修工(断面修復工)、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工(暗渠排水管)、路盤工、路盤工(ICT)、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

移動時間等を踏まえた歩掛改定

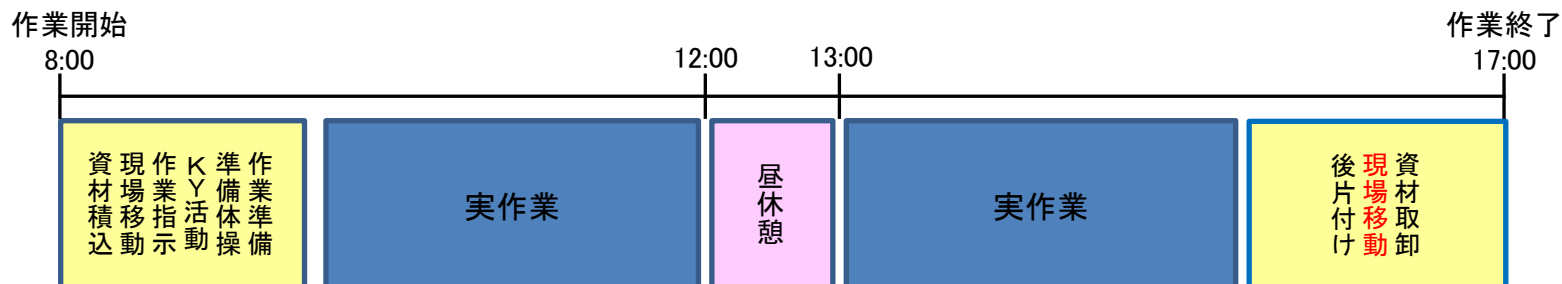
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■ 従前の作業時間(イメージ)



■ 移動時間の増加により変化した作業時間(イメージ) ※日々回送する移動式クレーン



- 鋼橋架設のベント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工(ベント設備設置・撤去、ベント基礎設置・撤去)

熱中症対策等に対する制度運用の柔軟化(案)

- 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合においては、週休2日制における達成の判断を柔軟化。
- 天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実績に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

1年単位の変形労働時間制を適用した場合の週休2日達成判断の柔軟化

■1年単位の変形労働時間制とは(労働基準法第32条の4)

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度



天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、本制度を適用し休日を振り替えた場合には、週休2日の達成判断において、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を閉所したものみなす。

■1年単位の変形労働時間制の適用例

凡例 閉所日 閉所日→労働日 労働日→閉所日

2024年8月							2024年11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2							1
3	4	5	6	7	8	9	2	3	4	5	6	7	8
10	11	12	13	14	15	16	9	10	11	12	13	14	15
17	18	19	20	21	22	23	16	17	18	19	20	21	22
24	25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29
31							30						

振り替え

<上記の例>8/1(金)を閉所していれば、11/1(土)を閉所とみなす

天候等を理由に休工した場合の、工期変更等の協議の柔軟化

第〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	〇日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率(実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数)	〇. 〇
④地元調整等による工事不能期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	〇日間
⑤ ...	
⑥ ...	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の「天候等による作業不能日」は以下の通りである。(当該工事の作業不能日ではない。)

イ)1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日:〇〇日間

ロ)8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数:〇〇日間
(少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数)

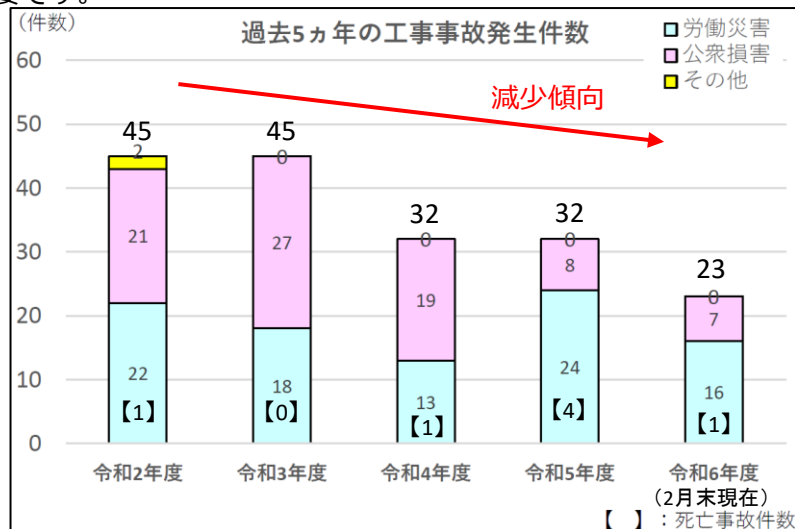
過去5か年(20〇〇年~20〇〇年)の気象庁(〇〇観測所)及環境省(〇〇地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況により、工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

関東地方整備局 令和7年度重点的安全対策（概要版）

1. 重点的安全対策とは

工事故の発生状況を踏まえ、重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事故防止に努めていただくことを目的としています。平成27年度以降、工事故は減少傾向にあります。令和6年度は死亡事故が1件発生しており、引き続き工事故防止の取組が必要です。



3. 重点的安全対策として実施すべき内容

重点的安全対策の事故形態毎に、具体的に実施すべき内容を設定し、現場作業員一人一人への周知徹底をお願いしています。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

（R6発生割合 9% 2件/23件）

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

（R6発生割合 35% 8件/23件 ※死亡事故1件）

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

（R6発生割合 9% 2件/23件）

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

（R6発生割合 0% 0件/23件）※過去3カ年発生割合 10% 9件/87件

V. 地下埋設物の損傷事故防止

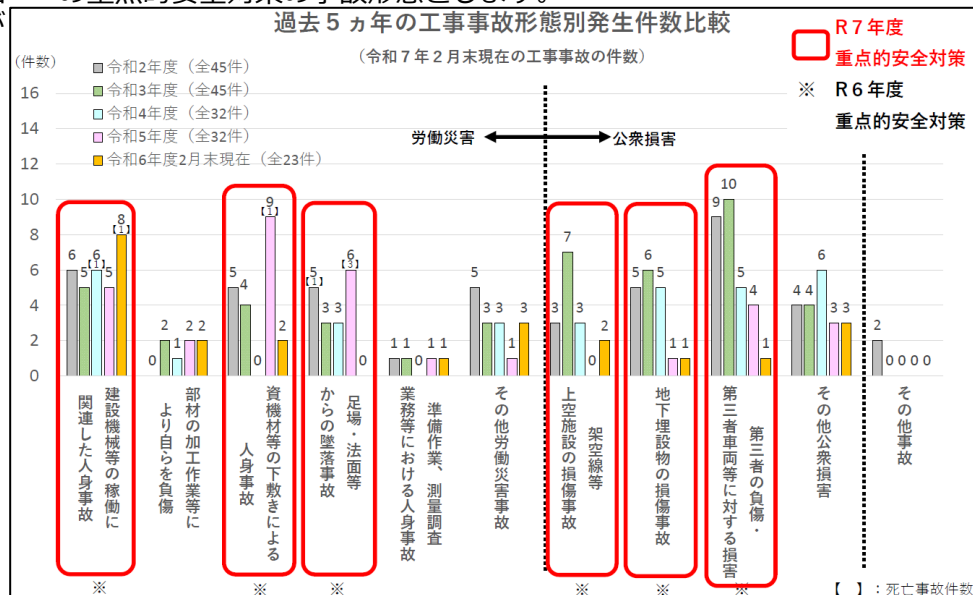
（R6発生割合 4% 1件/23件）※過去3カ年発生割合 8% 7件/87件

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

（R6発生割合 4% 1件/23件）※過去3カ年発生割合 11% 10件/87件

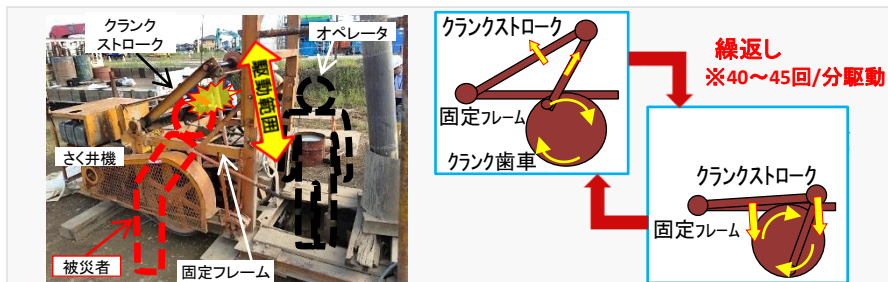
2. 工事故の発生形態

工事故には、様々な発生形態があります。事故が多発している発生形態や重大事故につながる恐れのある事案を考慮し、令和7年度の重点的安全対策の事故形態とします。



4. 令和7年度の重点的安全対策のポイント

令和6年度は建設機械等の稼働に関連した人身事故が引き続き多く発生しており、死亡事故も1件発生しています。建設機械等の稼働に関連した人身事故の中には、作業員が定置式建設機械の駆動部に挟まれた事案もあることから、定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる」ことについて、令和7年度より新たに実施すべき内容として追加しています。



地盤改良工で使用する給水用井戸のさく井中、さく井機駆動部をのぞき込んだ作業員が、さく井機に頭部を挟まれ死亡した事案

関東地方整備局 令和7年度重点的安全対策(概要版)

重点的安全対策として実施すべき主な内容

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

①事前確認及び周知・指導の徹底

- ・種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。

②目印表示等の設置

- ・架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。

③適切な誘導

- ・誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。

④アーム・荷台等は下げて移動

- ・必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。

【架空線対策】



レーザーバリア

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

①適切な施工機械の選定及び使用

- ・適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。

②誘導員の配置

- ・誘導員を適正に配置する。

③作業員に対する作業方法の周知

- ・必要な作業手順を周知徹底する。
- ・定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる。

【センサーによる接触防止】



④点検・清掃時の安全確保

- ・点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

①危険性の調査等(リスクアセスメント)の実施と安全管理活動の徹底

- ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査(リスクアセスメント)等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。

②現場条件に応じた措置の実施

- ・現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。

③飛来落下等の防止対策の徹底

- ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
- ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

①作業方法及び順序の周知

- ・墜落制止用器具(安全带)の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

②墜落防止設備の設置、使用

【墜落制止用器具の使用】

- ・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- ・特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具(安全带)の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具(安全带)の二丁掛」を基本とする。



③安全通路の設定、周知徹底

- ・作業員が安全に移動できる通路を確保する。

④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

- ・ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。

V. 地下埋設物の損傷事故防止

①事前調査、試掘の実施

- ・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- ・試掘は作業手順書を作成し実施する。
- ・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

【試掘による確認】



②目印表示、作業員への周知

- ・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

③監視員の配置

- ・必要に応じて監視員を配置する。

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

①適切な交通誘導

- ・交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

②交通関係法令の遵守

- ・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

③運搬物の安定性の確保

- ・積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

【積荷の適切な固縛】



VII. 事故防止

①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

④適正な工程管理

②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

⑤交通安全管理

③作業員に対する安全教育

※「VII.事故防止」の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととする。

工事事故発生事例の周知

関東地方整備局ホームページへ管内で発生した工事事故の事例を掲載しています

工事事故事例について：<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000014.html>

[国土交通省関東地方整備局ホームページ ➤ 技術情報 ➤ 工事の安全対策]

参考資料

工事事故 事例集

令和6年4月から令和7年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

関東地方整備局 企画部 技術調査課

【事故事例】バックホウのバケットが作業員に接触し負傷

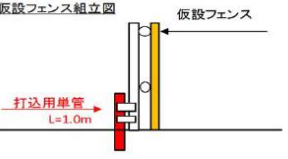
工事種別	アスファルト舗装工事	事故発生日	令和7年1月7日	気象条件	晴れ
------	------------	-------	----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 建設機械の稼働に関連した負傷

・仮設フェンス設置のため、バックホウを用い単管の打設作業中、倒れかけた単管を支えようと近づいた作業員の頭部にバケットが接触し負傷した。

■事故発生状況



発生要因

- 被災者は、稼働中のバックホウの作業範囲内に安易に立ち入った。
- 当初は大ハンマーを用いて単管の打設を行っていたが、地盤が固かったため、下請業者の判断により整地作業のため近くに駐機してあったバックホウを用いて打設を行った。
- 施工方法の変更は、元請と協議して決定することとされていたものの、協議を実施せず下請業者の独断でバックホウを用途外使用した。
- 専用の打設機械を使用する手順となっていなかった。

再発防止策

- 重機を使用する場合は、立入防止対策(カラーコーン、コーンバー、「立入禁止」標示)を講じる。
- 予定外作業は禁止し、やむを得ず作業方法の変更を行う場合は、作業を一時中断し、元請に協議し作業手順を見直し、そのうえで作業を再開することを徹底する。
- 作業手順書に「作業手順の変更」についての記載はあったものの、新規入場者教育資料に「連絡体制」及び「作業手順の変更」のルールを記載し、作業員全員に周知する。
- 当該作業は、専用機械(手持ち油圧式杭打ち機)を使用することとする。

発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

工事の安全確保関係 関東地方整備局HPの紹介

重点的安全対策

令和7年度 重点的安全対策 (令和7年3月策定)

(令和7年度新規・変更: 〃)

工事事故を防止するため、特に以下の事故発生形態を重点的安全対策事故発生形態とし、重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期することとする。

また、重点的安全対策事故形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事故防止に努めることとする。

令和6年度(2月末現在)の工事事故発生件数は昨年度同月末の件数と比較して減少しているが、「建設機械等の稼働に関連した人身事故」が昨年度6件に対し8件と増加し、うち1件で死亡事故が発生し憂慮すべき状況である。事故の発生原因として、重点的安全対策として定めている、基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。

よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

なお、「再発防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

ホーム > 技術情報 > 工事の安全対策 > 工事の安全対策

技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

工事の安全対策

重点的安全対策

[令和7年度 工事事故防止「重点的安全対策」\[PDF:1.4MB\]](#)

【関東版重点】<令和7年3月策定>

工事事故事例及び発生状況

[工事事故事例](#)

[工事事故発生状況\(速報値\)](#)

工事事故防止強化月間

[令和6年度 工事事故防止強化月間\(11月\)\[PDF:50KB\]](#)

[「工事事故防止強化月間」チラシ\(R6.10末時点\)\[PDF:107KB\]](#)

[工事事故の現状と対策について\(R6.10末時点\)\[PDF:2.3MB\]](#)

セーフティサポートニュース

関東地方整備局発注の工事現場における事故防止に関する取り組みや、安全パトロールによる点検

[セーフティサポートニュース Vol.21\(R7.4\)\[PDF:905KB\]](#)

[セーフティサポートニュース Vol.20\(R7.3\)\[PDF:654KB\]](#)

[セーフティサポートニュース Vol.19\(R6.12\)\[PDF:1.6MB\]](#)

[セーフティサポートニュース Vol.18\(R6.9\)\[PDF:1.1MB\]](#)

過去のセーフティサポートニュース

関東地方整備局ホームページ「工事の安全対策」コンテンツでは、重点的安全対策や工事事故の発生状況、管内で発生した工事事故の事例や再発防止対策などを紹介しています。

各工事現場における安全対策の立案や、安全教育の素材としてご活用ください。

工事事故防止強化月間

国土交通省 関東地方整備局

令和6年度 工事事故防止強化月間
実施期間: 令和6年11月1日～11月30日

取り組み内容

- 安全協議会等の開催
- 現場の安全総点検、ハットロールの実施
- 安全管理・事故防止に関する啓発活動

関東地方整備局管内 工事事故発生状況
令和6年9月末時点10件(速報値)
(令和5年9月末時点15件)

- 工事事故発生件数は対前年度比で5件減少
- 工事関係者が死亡する重大事故が1件発生
- 「建設機械等の稼働に関連した人身事故」が多発している状況

ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

問合せ先: 国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当
☎ 048-600-1332 (ダイヤルワン)

工事事故 事例集

参考資料

工事事故 事例集

令和6年4月から令和7年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

関東地方整備局 企画部 技術調査課

セーフティサポートニュース

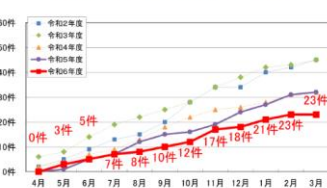
Vol.21 <2025年4月発行>

SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和6年度工事事故発生状況(速報値)
- 令和7年度重点的安全対策について

過去5年間の工事事故発生状況(令和6年度は速報値)



年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
令和2年度	0	2	5	8	12	15	20	25	28	34	40	42	231
令和3年度	0	2	6	8	14	15	22	25	30	34	42	45	235
令和4年度	0	2	6	10	14	15	22	25	34	34	42	45	235
令和5年度	0	2	6	10	14	15	22	25	34	34	42	45	235
令和6年度	0	2	6	10	14	15	22	25	34	34	42	45	235

- Topics
- 関東地方整備局発注工事における、令和6年度の累計工事事故発生件数は235件(速報値)となり、近年の工事事故発生状況は減少傾向にあります。
- 一方で、令和6年度は工事関係者が死亡する事故が1件発生しており、引き続き工事事故防止に向けた取組が必要です。

【URL】

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

■工事事故防止強化月間(11月)

○目的

工事稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取り組みを強化することにより、安全意識を高め、工事事故を防止することを目的

○対象期間

11月1日～11月30日

○実施内容

① 安全協議会等の開催

- ・「重点的安全対策」等を説明し、周知徹底
- ・外部機関等を活用した講習会等を併せて行い、安全に対する注意喚起を図る

② 現場の安全総点検・パトロール

- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する
- ・低入札工事の現場については、パトロール等を重点的に実施

③ 啓発活動

- ・「重点的安全対策」の啓発
- ・工事事故事例集(本局作成)を工事関係者に配布



施工業者の対策事例発表

国土交通省 関東地方整備局

令和6年度 工事事故防止強化月間

実施期間：令和6年11月1日～11月30日

取り組み内容

- 安全協議会等の開催
- 現場の安全総点検、パトロールの実施
- 安全管理・事故防止に関する啓発活動

関東地方整備局管内 工事事故発生状況

令和6年9月末時点10件(速報値)

(令和5年9月末時点15件)

TOPICS

- ◆ 工事事故発生件数は対前年度比で5件減少
- ◆ 工事関係者が死亡する重大事故が1件発生
- ◆ 「建設機械等の稼働に関連した人身事故」

が多発している状況

ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/qiyutu/index00000013.html>



問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当

☎ 048-600-1332 (ダイヤルイン)

ウィークリースタンスの取組

- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関する事」「会議・打合せに関する事」「業務時間外の連絡に関する事」を設け、現場環境改善に努める

(1) 目的

令和6年度より建設現場においても、時間外労働規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関する事

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関する事

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等を活用に努めること。

③業務時間外の連絡に関する事

- ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

【各地方整備局の取組事例】

- ・マンデー・ノーピリオド: 月曜日を依頼の期限日としない
- ・ウェンズデー・ホーム: 水曜日は定時の帰宅を心掛ける
- ・フライデー・ノーリクエスト: 土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない
- ・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング: 昼休みや午後5時以降の打合せをしない
- ・イブニング・ノーリクエスト: 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない
- ※フォローアップ: 業務完了後、2週間以内に実施状況報告を技術管理課へ報告
- など

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.4.0)」のポイント

■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

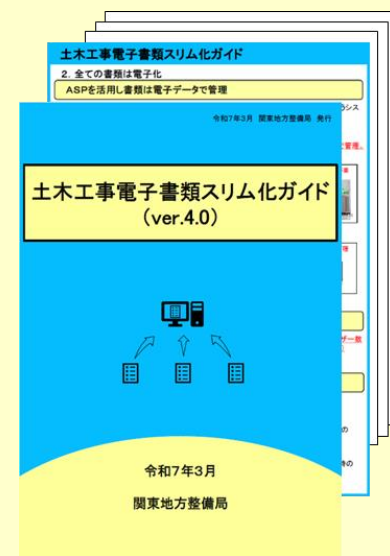
- ・令和7年4月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)
(港湾空港関係、営繕関係を除く)

■バージョンアップのポイント

- ✓ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する。
- ✓ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る。
- ✓ 発注者等からの誤った指摘事例について、アンケート結果で判明した新たな指摘事例を反映。
- ✓ 試行的に、スリム化ガイドについての意見を募集開始。
- ✓ また、アンケート結果で課題として上がった、設計審査会(工事着手前)の開催、設計図書修正(構造計算を伴うものや大幅な修正)に係る費用計上や、改善要望が多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の照査」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります。

■その他の主なバージョンアップ箇所

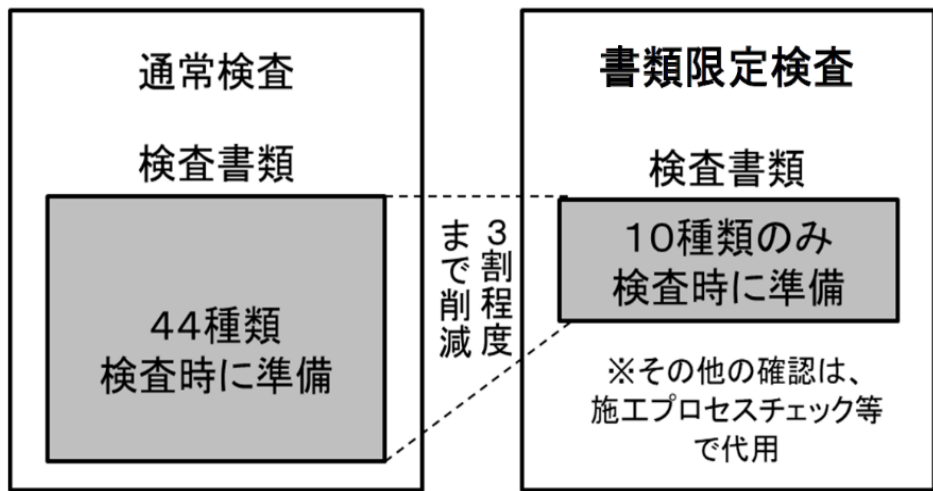
- ✓ コリンズ(CORINS)登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し。
- ✓ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記。
- ✓ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記。
- ✓ その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映。



工事検査「書類限定検査」を標準化

工事検査は「書類限定検査」を標準とし、10書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。
- 10種類以外の追加書類を求める必要がある場合は検査通知前に受注者に通知すること。



書類限定検査のイメージ

【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について実施。

- ※以下の工事については対象外
- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・施工中、監督職員により文書等により改善指示を発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明資料
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

■書面検査

- ・情報共有システム(ASP)に登録されている工事書類は、WebTV会議システムの機能等を活用して内容を確認
- ・紙のみの書類は、Webカメラ等により撮影して提示

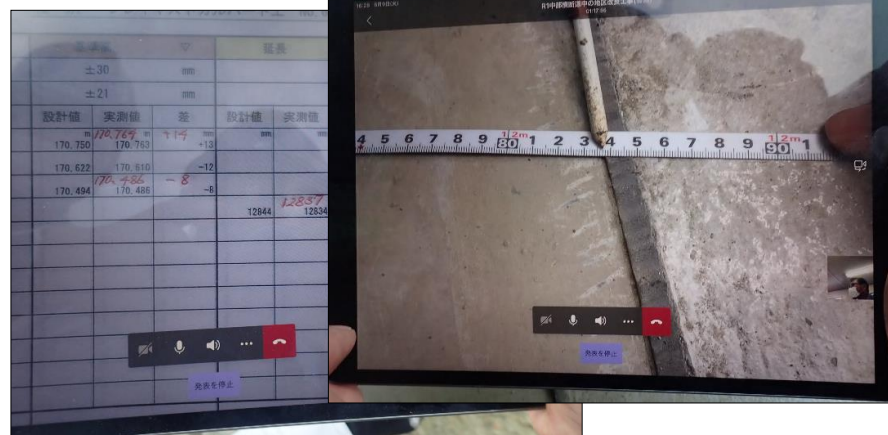
■実地検査

- ・タブレットカメラの映像やスマートグラスによる目線映像をリアルタイムで確認

【書面検査】



【実地検査】



自治体との工事関係書類に関する記載内容を統一化

- 令和5年度は、関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定、うち、24書類(92%)の統一化を実施
- 令和6年度は、埼玉県との調整結果を基に、書類の記載内容の統一化に向けた調整を実施し、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県の4県との書類統一化が100%完了
- 今後も引き続き地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

令和6年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について

様式番号	書類名称等	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	山梨県	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△
様式-2	請負代金内訳書	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-3	工程表、変更工程表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金) 請求内訳書(部分払、国際部分払、指定部分払)	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-6	VE提案書(契約後VE時)	○	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○
様式-7	品質証明員通知書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-10	材料確認書	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	△
様式-11	段階確認書	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-12	確認・立会依頼書	○	○	—	—	○	—	○	○	○	—	○
様式-13	工事事故速報	—	—	○	—	○	○	○	—	△	—	—
様式-14	工事履行報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-15	認定請求書	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-16	指定部分完成通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-17	指定部分引渡書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-18	工事出来高内訳書	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△
様式-21	修補完了届	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—
様式-22	部分使用承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-23	工期延期届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-24	支給品受領書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-25	支給品精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-26	建設機械使用実績報告書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-27	建設機械借用・返納書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-28	現場発生品調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-29	完成通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-30	引渡書	△	○	○	○	○	○	—	○	△	△	△
様式-31	出来形管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-32	品質管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-33	品質証明書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
※国土交通省が定める「工事関係書類の標準様式」の一覧であり、下記凡例のとおり。		76%	100%	100%	92%	100%	100%	90%	97%	73%	71%	79%

※国土交通省が定める「工事関係書類の標準様式」の一覧であり、下記凡例のとおり。
凡例 「○」:統一化済み 「△」:統一化に向け引き続き調整 「—」:自治体では作成義務無し
※統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。(https://www.ktr.mlit.go.jp/giyutu/index00000015.html)
※上表は、土木工事についてまとめたものであり、土木工事以外の工事では、各発注機関へ問い合わせ下さい。